

「GX 戦略地域」の選定に関する公募要領
(コンビナート等再生型)

1. 背景・目的

世界全体でカーボンニュートラルな社会を目指す動きの中で、我が国においても2023年2月に「GX 実現に向けた基本方針」(令和5年2月10日閣議決定)を策定して以降、GX 製品のサプライチェーン形成や排出削減が困難とされる多排出産業の構造転換に向けて、20兆円の先行投資を呼び水として10年間で150兆円規模のGX 関連官民投資を誘発するための成長志向型カーボンプライシング構想を実行に移してきました。

しかし、海外情勢の不安定化やデジタル技術の急激な進化とそれによる電力需要予測の変化、経済安全保障の観点からの国内産業サプライチェーンの在り方についての見直しのニーズ、脱炭素に必要とされる革新的技術のコスト推移や市場拡大に関する懸念等、カーボンニュートラル実現に向けた見通しに対する不確実性が高まっています。

こうした情勢を受けて、2025年2月18日に閣議決定された「GX2040 ビジョン」において、GX 産業構造の実現に向けた取組の一つとして GX 産業立地政策の考え方を示しました。これを踏まえ、2025年4月より、内閣官房において、「GX 産業構造の実現に向けた GX 産業立地ワーキンググループ」を立ち上げ、8月には GX 産業立地政策の具体的な措置として「GX 戦略地域制度」を創設しました。具体的には、産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、GX 型の産業集積やワット・ビット連携を促進し、「新たな産業クラスター」の創設を目指すこととし、地域選定を行う3類型(①コンビナート等再生型、②データセンター集積型、③脱炭素電源活用型)と事業者選定を行う「④脱炭素電源地域貢献型」に分けて整理しました。

第66回国家戦略特別区域諮問会議(令和7年6月10日開催)においても、コンビナート跡地等や脱炭素電源を核とした新規産業集積を目指すこと、そのために自治体と連携しつつ集中的かつスピード感をもって規制・制度改革を進めるために国家戦略特区制度等と連携して取組を進めていく旨を GX 実行推進担当大臣よりお示しました。

コンビナート等再生型 GX 戦略地域においては、近年の国内外の環境変化に伴って構造改革・生産能力最適化に取り組むコンビナート地域をはじめとして、既存のブラウンフィールドの空きスペースや遊休設備等を有効活用し、技術のスケールアップや生産拠点拡大を通じた GX 新事業の創出に繋げることで、世界に勝てる GX 産業拠点を形成することを目指しています。

コンビナート等再生型 GX 戦略地域として選定された都道府県又は政令指定都市(以下「GX 戦略地域」という。)においては、関連する予算措置や規制・制度改革等¹も活用しながら、自治体が主体となったコミットメントや地域における複数の民間事業者等のステークホルダーとの連携によって、競争力の高いGX 型の産業クラスターを形成していくことが期待されます。

今般、GX 戦略地域を選定するため、内閣官房 GX 実行推進室の実務を行う経済産業省において、以下のとおり、申請を募集します。

¹ 具体的な支援措置の内容については、GX 戦略地域制度の HP を御参照ください。随時更新してまいります。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gx_strategy_area.html

2. 申請主体

- ・ 主たる申請者

都道府県又は政令指定都市

- ※ 当該都道府県又は政令指定都市の行政区域の全域又は一部について、GX 戰略地域の対象地域となることを希望する都道府県又は政令指定都市。
- ※ 地方公共団体又は事業者等との共同申請も可能とします。その場合、当該地域において中核となる事業を行う事業者等とのコンソーシアム等を組成して、申請することを想定しています。
- ※ 共同申請者となる地方公共団体又は事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる申請主体である都道府県又は政令指定都市と連携して具体的な取組を実施又は支援する意思を有する者とし、その業種・属性は問いません。

3. 公募参加のための手続き等

- ・ 公募参加資格

公募に参加できる者は、(別添) 公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす地方公共団体又は地方公共団体及び事業者で構成するコンソーシアム等とします。

- ・ 遵守すべき事項

以下の遵守事項に違反した場合、その申請が無効と扱われ、若しくはGX 戰略地域又は有望地域に選定された都道府県又は政令指定都市(以下「選定地方公共団体」という。)においても、選定が取り消されることがあります。

- ① 共同申請者等の関連する民間事業者等についても(別添) 公募参加資格を満たすよう、適切に管理すること。
- ② 本公募要領が公示された日から選定の通知がされる日までの間は、公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する行動は行わないこと。
- ③ 公募に参加しようとする他の者(自らが公募に参加しない他のGX 戰略地域の公募に参加しようとする者を含む。)に係る当該公募に関する情報を収集する活動及び当該公募に関する自らの情報を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。
- ④ 記載した事項に偽り等がないこと。

- ・ 申請の無効

次のいずれかに該当する申請は無効とすることがあります。

- ① 公募参加資格のない者がした申請
- ② 遵守事項に違反する者がした申請(なお、申請後、選定地方公共団体の選定までに遵守事項に違反した者の申請も同様とする。)
- ③ 指定の時刻までに提出しなかった、又は、全ての必要書類が提出されなかった申請
- ④ 所定の様式によらない申請
- ⑤ 公募に関し、不正な行為を行った者がした申請

4. 申請書類・記載事項

以下の（1）から（5）までに掲げる事項を、様式（1）に記載の上、御提出ください。また、規制・制度改革措置を希望する場合は、（5）③の規制・制度改革提案事項を様式（2）に御記載ください。さらに、記載に当たっては、「国家戦略特別区域基本方針」第三 1. ③に掲げられている国家戦略特区の指定の基準も参考にしてください。

なお、様式（1）には計画の概要を記載することとし、各記載事項の詳細情報及び根拠については別添資料（様式自由）として必ず御提出ください。その際、別添資料は一つのファイルにまとめ、様式（1）において、各項目に対応する別添資料の頁番号を御記載ください。

＜記載事項＞

（1）申請主体・担当者連絡先

申請者となる都道府県又は政令指定都市名、代表者名、所在地、連絡担当窓口を御記載ください。

※他の地方公共団体又は民間事業者と連名で申請する場合は、共同申請者を記載すること。

（2）候補エリアの概要及びインフラ整備に関する事項

① 候補エリアの立地及び規模、地理的・産業的特徴【地域の全体構想】

※ GX 事業を行う候補エリアの住所や立地、面積（ha）を図面等に明記する形で御記載ください。

※ 当該地域の地理的・産業的特徴（これまでの用途等）を御記載ください。

② ブラウンフィールドや既存インフラの整備計画【地域の全体構想】

※ ブラウンフィールドや既存インフラの十分な活用により GX 産業創出拠点としての大規模な産業用地の整備を行う計画（土地利用・資産運用・その他のインフラ整備等の計画及びその時間軸／当該ブラウンフィールドの保有者を含めた関係者との調整状況等）を御記載ください。

（3）競争力強化に関する事項

① 地域としての GX 新産業創出に向けた全体構想【地域の全体構想】

※ 当該地域の目指す姿（関連産業や地域経済への波及を含む）、実施が見込まれる GX 事業の全体像及び時間軸、スタートアップやカーブアウトベンチャー等の新規産業創出の担い手の立地件数及びその検討状況（検討段階/LOI 締結済み/土地取得契約締結済み/既に立地済み等）を御記載ください。

※ 地域全体で実施予定の事業に関する資金調達計画、必要な支援の詳細（概要、補助率・補助額、補助年数等）、補助金以外の資金調達手法の検討状況（検討段階/LOI 締結済み等）、投融資の見込みのある民間金融機関等の具体名を御記載ください。OPEX 支援のような複数年度支援を想定した計画の場合は、自立化の絵姿とその実現可能性について詳細に御記載ください。

- ※ 本項目では、(I) 革新性、(II) 経済性／実現可能性、(III) インパクトを兼ね備えた全体構想を評価します。
- ② 全体構想の下で実施する個別 GX 関連事業【個別事業】
- ※ 当該地域での事業実施が見込まれている具体的な事業者名、同事業者が実施する GX 事業の概要及び事業計画を御記載ください。
- ※ 個別事業について、活用される TRL の高い技術 (IEA 等による標準に準拠)、最終製品のオフティーカーとなりうる事業者及びその検討状況 (検討段階/LOI 締結済み/売買契約締結済み等) を御記載ください。
- ※ 個別事業における AI 等の活用による DX の推進状況やその計画、DX による省エネ・生産性向上等の想定効果を御記載ください。
- ※ 個別事業に関する資金調達計画、必要な支援の詳細 (概要、補助率・補助額、補助年数等)、補助金以外の資金調達手法の検討状況 (検討段階/LOI 締結済み等)、投融資の見込みのある民間金融機関等の具体名を御記載ください (公募時点で詳細な事業コストが未確定の場合は、見込みを記載)。OPEX 支援のような複数年度支援を想定した計画の場合は、自立化の絵姿とその実現可能性について詳細に御記載ください。
- ※ 本項目では、(I) 革新性、(II) 経済性／実現可能性、(III) インパクトを兼ね備えた個別事業を評価します。
- ③ 地域の全体構想及び個別事業のインパクト【地域の全体構想・個別事業】
- ※ 地域の全体構想のインパクトとしては、総事業費、経済波及効果、雇用創出数等を御記載ください。経済波及効果については、各都道府県又は政令指定都市の最新の産業連関表を用いて算定すること (二次波及効果は含まない)。
- ※ 個別事業のインパクトとしては、市場規模、IRR、市場又は同事業者による過去の同様の事業の CAGR 等を御記載ください。
- ④ スピード感と収益性を有する事業体制【地域の全体構想】
- ※ 地域の全体構想のコーディネーター、金融機関又は投資家、インキュベーター等の具体的な事業者名、各社の役割、体制図、連携状況 (意見交換段階/定例的な WG の設置 /MOU 締結済み/共同事業実施体制の構築等) を御記載ください。
- ⑤ BCP の観点を踏まえた、持続的なサプライチェーンの構築状況【地域の全体構想・個別事業】
- ※ 地域の全体構想・個別事業それぞれ、BCP の観点を踏まえた持続的なサプライチェーンの構築に向けた計画を御記載ください。
- (4) 脱炭素に関する事項
- ① 本取組が脱炭素化につながる根拠【地域の全体構想・個別事業】
- ※ 地域の全体構想・個別事業それぞれの実現前後の CO₂ 排出量、排出削減率、新たに生み出される製品・技術による環境負荷削減効果等を御記載ください。(内容に応じて直接排出やライフサイクル全体の排出量等の合理的な算定を認める)
- (5) 地域との連携等に関する事項
- ① 自治体及びステークホルダーによるコミットメント【地域の全体構想】

※ 自治体及びステークホルダーによるコミットメントについて、自主財源の拠出、用地の取得/現物出資等、都市計画への反映、地域の雇用・人材への配慮、それに関する検討状況（検討段階／公的な協議段階／意思決定済み等）を御記載ください。

② 国内外の学術機関との提携や海外市場への展開に向けた計画【地域の全体構想】

※ 本取組で提携する具体的な学術機関名や、海外市場への展開に向けた戦略及びそれを可能にする仕組みの構築（例：海外投資家やインキュベーターとの連携等）の検討状況（意見交換段階/MOU 締結済み/共同事業実施体制の構築等）を御記載ください。

③ 国に対する規制・制度に関する提案事項【地域の全体構想】²³

※ 当該地域で行う GX 事業の実施を不可能又は困難とさせている規制・制度について、事業の構想・計画を踏まえた必要性、改革によって期待される効果、該当する規制・制度の具体的な内容、改革によって生じる懸念及び代替措置等を御記載ください。

※全体構想は地域全体で中期的に実現する構想を示し、個別事業は、足下で既に検討が進んでいる具体的な事業を示す。

5. 選定要件

GX 戰略地域については、以下の要件を総合的に評価して選定します。

※ GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ中間とりまとめより抜粋。

番号	分類	要件内容
1	インフラ整備に関する観点	既存の産業インフラが整っているコンビナート等の跡地や空きスペースの土地利用転換等により、GX 産業創出拠点としての大規模な産業用地を有していること、またはその整備を行う計画を有していること ^{※1}
2	競争力強化に関する観点	地域の全体構想が、競争性・成長性のある GX 新産業の創出に向けて、（I）革新性、（II）経済性／実現可能性、（III）インパクトを兼ね備えたものとなっていること ^{※1} 評価ポイント例： <ul style="list-style-type: none">スタートアップやカーブアウトベンチャー等の新規産業創出の担い手の当該地域への立地が具体的に相当数見込まれていること事業の収益性の裏付けとして民間資金の調達や補助金以外の金融手法の活用を含め、実現可能な資金調達・事業計画を有していること 等
3		全体構想の下で実施する個別 GX 関連事業のそれについて、（I）革新性、（II）経済性／実現可能性、（III）インパクトを兼ね備えたものであること ^{※2} 評価ポイント例： <ul style="list-style-type: none">新たに生まれる GX 事業で TRL の高い技術が活用されていること。新事業によって生み出される製品・サービスのオフティーカーがつく見込みがあること（LOI 締結等）

² 国家戦略特区に関する提案事項・要望事項に関しては、国家戦略特区の提案募集と同様に、補助金や税制の要望等、財源措置の支援を求める内容の提案は不可とします。

³ 法律に基づく規制・制度に限らず、政省令や通知・ガイドライン等に基づく規制・制度も広く提案の対象とします。

		<ul style="list-style-type: none"> AI やロボット等のデジタル技術を活用した DX に取り組んでいること、またはその計画を有していること 事業の収益性の裏付けとして民間資金の調達や補助金以外の金融手法の活用を含め、実現可能な資金調達・事業計画を有していること 等
4		全体構想及び個別事業による一定の地域および日本経済へのインパクト、事業としての成長率が見込める事（総事業費、経済波及効果、雇用創出数、市場規模、IRR、CAGR 等）※ ^{1・2}
5		本事業全体のコーディネーターとなる企業や、資金的パートナーとしての金融機関又は投資家、エコシステム形成をサポートするインキュベーター等との連携が取れており、スピード感と収益性を有する事業体制が構築されていること※ ¹
6		BCP の観点から、持続的なサプライチェーンが構築されていること※ ^{1・2}
7	脱炭素に関する観点	新たに生まれる GX 産業が脱炭素化につながるものであること。具体的には、原燃料転換や設備更新等による CO ₂ 排出量削減や、新たに生み出される製品・技術による環境負荷低減等につながる事業であること※ ^{1・2}
8	地域との連携等に関する観点（自治体等によるコミット）	自治体がステークホルダー（土地所有者、事業主体等）と連携し、地域全体の事業方針・計画を策定しており、自主財源拠出や用地取得、都市計画への反映、地域の雇用・人材への配慮等について、それぞれコメントを行っていること※ ¹
9		国内外の学術機関との提携や海外市場への展開等、イノベーションの社会実装や政策協調及び各国との協力強化に資する取組の計画を有していること※ ¹
10		事業障壁となる規制・制度の改革について積極的に取り組んでいること（国家戦略特区に指定されている、または指定に向けた提案の準備がある等）※ ¹

※ 1 地域全体の構想を評価

※ 2 個別事業計画を評価

6. 公募期間

令和 7 年 12 月 23 日から令和 8 年 2 月 13 日 17 時（必着）

7. 選定プロセス

・ 選定プロセスの全体像

GX 戰略地域の選定は、外部有識者で構成する第三者審査委員会による 2 段階の審査を通じて行います。公募期間終了後、一次審査を行い、その選定結果を踏まえて令和 8 年春頃に有望地域（一次審査合格者）を選定します。その後、有望地域は、申請内容の更なる具体化を行います。その結果を踏まえ、第三者審査委員会において最終審査を行い、令和 8 年夏頃に GX 戰略地域（最終合格者）を選定します。

➤ 公募締切

：令和 8 年 2 月 13 日 17 時（必着）

- 有望地域の選定結果公表 : 令和8年春頃目途
 - GX 戰略地域の選定結果公表 : 令和8年夏頃目途
- ※選定時期は、審査の状況に応じて変更される可能性があります。

第三者審査委員会では書面審査のほか、必要に応じて、対面又はWeb会議によるヒアリングを行う予定としています。なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、公募期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して、経済産業省より御連絡します。ヒアリングを実施しない場合もありますので、御認識おきください。

加えて、経済産業省、その他関係省庁との会議等への参加やヒアリング等をお願いする可能性がありますので、御認識おきください。国家戦略特区制度に関するプロセスが今後生じる場合には、改めて個別に御連絡します。

・各審査で確認する内容

一次審査においては、提出時点の地域の全体構想と、希望する支援及び規制・制度改革の内容、資金調達計画並びに関連製品・技術・事業者等の競争力等を含む個別事業計画を審査します。その後、有望地域に選定された地方公共団体については、申請内容の更なる具体化等を行った上で、最終審査では情報の粒度・確度を高めた詳細な全体構想及び個別事業計画を審査します。

※詳細な審査プロセスについては、GX 産業構造実現のためのGX 産業立地ワーキンググループ中間取りまとめを参照

・通知

経済産業大臣は、申請内容の審査・評価により選定地方公共団体を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知します。選定の結果については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。また、通知の際、選定地方公共団体に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合があります。

記載項目において、事業者等の非公開情報や個人情報等、非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象箇所が分かるように、「非公表」と記載してください。

・選定の取消し等

① 選定地方公共団体の選定の取消し事由

選定地方公共団体が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定地方公共団体の選定を取り消すことがあります。

- (ア) 当該公募に係る事業を中止したこと。
- (イ) 選定地方公共団体が公募の参加に当たり不正行為を行ったこと。
- (ウ) 選定地方公共団体が本公募要領で定める遵守事項に違反したこと。
- (エ) 共同申請者等の関連する民間事業者及び個人が公募参加資格のいずれかを満たしていないこと。

② 選定地方公共団体の選定の取消し通知

経済産業大臣は、選定地方公共団体の選定の取消し事由の規定に基づき選定地方公共団体の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定地方公共団体に対し、その旨を通知（以

下「選定取消通知」という。) します。経済産業大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消しの理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して 7 日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記します。経済産業大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して 10 日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答します。

③ 選定地方公共団体の選定の取消しがあった場合の選定等

上記の規定により選定地方公共団体の選定を取り消した場合、又は選定地方公共団体が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定地方公共団体に選定することがあります。ただし、経済産業大臣が、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではありません。また、選定地方公共団体が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合があります。

8. 取組進捗評価・フォローアップ

選定地方公共団体は、毎年度、経済産業省に取組状況を報告します。選定地方公共団体の取組状況については、必要に応じ、第三者審査委員会等においてヒアリングを行うなど評価分析し、選定地方公共団体に対し助言を行います。

なお、選定後、その取組が著しく進捗せず、必要な措置を図っても改善が見られない場合には、第三者審査委員会等の判断を踏まえ、選定の取消しを行うことがあります。

また、経済産業省は、選定地方公共団体の取組状況を随時フォローアップします。取組の進捗状況等について、経済産業省等が主催する会議等において発表いただくなど情報発信に御協力いただく予定です。

9. 提出先・提出方法

地方公共団体名、担当者名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を付記の上、電子メールで bzl-gx-sangyoricchi@meti.go.jp にお寄せください（10MB を超過する場合は、分割して御送付ください）。電子メール以外による御提出はお控えください。

※ メール件名は「【提出】都道府県又は政令指定都市名_コンビナート等再生型 GX 戦略地域計画申請資料」とすること。

※ 様式（1）は、ファイル名を「都道府県又は政令指定都市名_計画申請書」とした Word 形式と PDF 形式にて提出すること。

※ 様式（2）は、ファイル名を「都道府県又は政令指定都市名_GX 戦略地域申請にあたる規制・制度改革提案事項」とした Excel 形式と PDF 形式にて提出すること。

※ 別添資料（様式自由）は、ファイル名を「都道府県又は政令指定都市名_補足資料」とした PowerPoint 形式と PDF 形式にて提出すること。

※ 資料を御提出いただきましたら、事務局より受領の御連絡をお送りします。万が一、提出後一週間以内に受領連絡が届いていない場合は、下記問い合わせ先の電話番号まで御連絡ください。

10. お問い合わせ先

イノベーション・環境局 脱炭素成長型経済構造移行投資促進課

電話：03-3501-1511（内線 3367）

メール：bzl-gx-sangyoricchi@meti.go.jp

申請書類の作成に係るお問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、メール件名を必ず「【問い合わせ】都道府県名又は政令指定都市名_コンビナート等再生型GX戦略地域の選定について」としてください。他の件名ではお問い合わせに回答できない場合があります。

11. その他

- ・ 経済産業大臣は、公募の実施に当たり、各種不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行います。
- ・ 書類の作成・質問等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- ・ 公募に係る書類の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- ・ 申請内容の評価及び他の地方公共団体による申請内容等についての経済産業省への相談は、透明性等の確保の観点から、公募及び選定期間中は受け付けません。
- ・ 提出書類の内容変更、差替え又は再提出は認めません。ただし、経済産業大臣から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではありません。
- ・ 申請に当たり、経済産業省、その他関係省庁に対し、選定の陳情等を行うことは控えてください。公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないことがあります。また、選定結果の通知前に経済産業省に対して選定の状況を照会する等の行為についても控えてください。
- ・ 提出された計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。
 - ① 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供する場合。
 - ② GX産業立地政策の検討に使用する場合。なお、この場合には、個々の情報に係る提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱います。
- ・ 情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき対応します。
- ・ 本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しません。
- ・ 選定期間中に提出された書類は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならなりません。
- ・ 本件公募に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

(別添) 公募参加資格

本公司の参加資格は、申請者が、公募の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であることを要件とする。(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)

- (1) 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 次の申立てがなされている者
 - ① 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - (イ) 経済産業省本省により、現に指名停止措置を受けている者
 - (ウ) 法人税の滞納者
 - (エ) 次に該当する者
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - (オ) 次のいずれかに該当するとして経済産業省から現に参加資格を認めないこととされている者
 - ① 国によるGX戦略地域選定のための情報収集において地方公共団体等が国に提供したデータに偽造等があった者
 - ② 本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - ③ 上記のほか3.で規定する遵守事項に違反した者
 - ④ その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者